



島根県報

平成17年 5月24日 (火)
号外 第 62 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱

(産業振興課)

告

示

島根県告示第646号

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成17年 5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する島根県資源循環型技術開発事業費補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する廃棄物をいう。

(2) 資源循環型技術開発等事業 次に掲げるものをいう。

ア 産業廃棄物の発生の抑制、減量化又は再生利用に関する技術の研究開発を行う事業

イ 産業廃棄物を原材料として利用した製品の研究開発を行う事業

(3) 県内排出事業者等 次に掲げるものをいう。

ア 県内に事業所を有し、自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業者(以下「県内排出事業者」という。)

イ 当該団体の直接又は間接の構成員の2分の1以上が県内排出事業者である法人格を有する団体

ウ 2以上の県内排出事業者を含む4以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体であって、資源循環型技術開発等事業を継続して的確に遂行するに足る経理的基礎を有するものうち知事が適当と認めたもの

(補助金の交付の目的等)

第3条 県は、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量を促進し、もって産業廃棄物の循環的な利用に関する産業の活性化を図ることを目的として、県内排出事業者等が行う資源循環型技術開発等事業に必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 県が交付する補助金の額は、1件当たり、資源循環型技術開発等事業に要する経費のうち交付の対象となるものの3分の2以内で、かつ、100万円以上1,000万円以下の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に100分の25を乗じて得た額の合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 知事は、規則第6条の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業による新技術又は新製品の開発に係る研究が完了したときは、当該研究成果を発表するとともに、その利用について知事の指示に従うこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化等に努めるとともに、当該補助事業の補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度(以下「交付決定年度」という。)終了後5年間、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業企業化状況等報告書(様式第2号)により各年度の企業化等の状況を当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告すること。この場合において、収益が生じたと知事が認めるときは、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すること。
- (3) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権を交付決定年度又は交付決定年度の終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又はこれを譲渡し、若しくはこれに実施権を設定した場合には、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業産業財産権取得等届出書(様式第3号)により速やかにその旨を知事に届け出ること。

(補助事業の変更等の承認申請等)

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 補助事業者は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、9月30日現在の当該補助事業の遂行状況を島根県資源循環型技術開発事業費補助事業遂行状況報告書(様式第6号)により、10月15日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者が補助事業の完了したときに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業実績報告書(様式第7号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から15日を経過した日又は交付決定年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、第3条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに島根県資源循環型技術開発事業費補助金概算(精算)払請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(財産の処分)

第11条 補助事業者は、規則第13条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業財産処分承認申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 規則第13条第1項第4号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

3 補助事業者は、財産（規則第13条第1項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第12条 知事は、第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、島根県資源循環型技術開発事業費補助事業消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この告示は、平成17年5月24日から施行する。

別表(第3条関係)

経 費 区 分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置及び工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
技術指導受入れ費	技術指導の受入れに要する経費
委託費	研究開発又は市場調査の委託に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費(人件費を除く。)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)
 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
 (職名及び氏名)
 連絡担当者 電話番号
 F A X 番号
 E - m a i l

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付申請書

補助金等交付規則第 4 条の規定により、下記のとおり 年度島根県資源循環型技術開発事業費補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容
別紙 1 補助事業計画書及び別紙 2 補助事業に係る内容説明書のとおり

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助事業に要する経費	円
補助金交付申請額	円

3 補助事業完了予定期日
年 月 日

(備考) 次の算式を明記すること。
 補助金所要額 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

別紙 1

補 助 事 業 計 画 書

研究開発題目					
申請者	電話 ()	資本金 出資金	千円	従業員	人
研究開発の実施 場所	2 か所以上に分かれるときは、いずれも記載し、主たる実施場所を明らかにすること。				
研究開発の目的					
成果の企業化又 は適用の効果	できるだけ具体的数字によって記載すること。				
研究開発期間	開始予定	年	月	日	
	完了予定	年	月	日	
研究開発に要す る経費	総額	円 (補助金交付申請額			円)

別紙 2

補助事業に係る内容説明書

1 申請者の概要

- (1) 事業の内容 [営んでいる主な事業及び生産品目名、年間生産額等を記載すること。]

パンフレットの添付によって代替することもできる。

(2) 現有施設

- ア 土地 [2以上にわたる場合は、所在地別に面積を記載すること。]

- イ 建物 [主たる事務所、工場その他の区分により、建物の種類別に床面積を記載すること。]

- ウ 主要設備 [主要設備別にその名称、数及び用途を次の様式に沿って記載すること。]

固定資産台帳の写しを添付することによって代替することもできる。

機械又は装置	数	用 途	備 考

- (3) 略 歴 等 [補助事業者の要件を満たすことが分かる事項を記載すること。]

パンフレット等の添付によって代替することもできる。

2 研究開発の概要

- (1) 主任研究者の氏名及び略歴並びに研究開発に従事する人員数

- (2) 他からの指導者又は協力者

[公設試験研究機関等他からの指導者又は協力者がある場合は、その所属、氏名及び職名並びに指導又は協力を受ける事項を記載すること。]

- (3) 研究開発の必要な理由

[この研究開発と類似する内外の技術等との相違点を含めて記載すること。当該研究開発に関連する発明について特許を受け、又は受けようとしている場合は、別紙 3 ににより所要事項を記入の上、補助事業計画書に添付すること。]

- (4) 研究開発の内容及び規模(試作機械又は試作品の仕様書、図面(三面図、見取図等)を必ず添付すること。)

- ア 現在まで行われている基礎となる研究(導入技術を含む。)

[研究の項目、期間、実施場所、所要経費、担当者及び成果について記載すること。導入技術については、当該技術に関する産業財産権その他の権利についても記載すること。]

- イ 今後行おうとする研究開発の規模及び方法

[この研究開発に使用しようとする設備、材料等を明らかにするとともに、研究開発の方法、日程、成果の目標、内容等を詳細に記載すること。また、どの程度の規模で行うか、試作品をどれだけの数量の製作をするか、その規模又は数量を選んだ理由等について記載すること。]

- ウ 研究開発の委託の必要性等(団体が構成員に委託する場合のみ記入)

[研究開発の委託を行う団体は、全体計画の中での委託研究の位置付け及び委託の必要性を記載すること。別添として研究開発委託先の概要、構成員であることの証明書等を添付すること。]

(5) 研究開発の資金計画

ア 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資 金 の 調 達 先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

イ 資金支出内訳

経費区分	(注2) 種別	(注3) 仕様	(注4) 単位	数量	単価 (円)	(注5) 研究開発に 要する全経費 (円)	(注6) 補助事業に 要する経費 (円)	(注7) 補助金交付 申請額 (円)	考 備
原材料費	計								
(注8) 構築物費	計								
(注8) 機械装置及び 工具器具費	計								
外注加工費	計								
(注9) 技術指導受入れ費	計								
委託費	計								
その他	計								
	合計					(注1)			

ウ 補助事業の経理担当者名

3 補助金の交付を受けた実績

〔この研究開発に関連して過去 5 年間に交付を受けた、又は現在交付を受けている、若しくは申請中の他の補助金があれば、その名称、交付者、金額及び交付年月日を記載すること。〕

(注)

- 1 資金調達の合計額と研究開発に要する全経費の合計額とが一致するように記入すること。
- 2 「種別」とは、原材料名、構築物名、機械装置名、特許名等、それぞれの品名等をいう。
- 3 「仕様」とは、それぞれの形式、性能、構造等をいう。
- 4 「単位」とは、それぞれの物の算出単位をいい、キログラム、リットル、缶、台、件、時間等をいう。
- 5 「研究開発に要する全経費」とは、題目の研究開発において要する全ての経費をいい、ここでは数量に単価を乗じた金額をいう。
- 6 「補助事業に要する経費」とは、補助対象となる経費をいう。
- 7 「補助金交付申請額」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助事業に要する経費」に補助率を乗じた額になる。
- 8 「構築物（研究開発用の風洞、水槽、防壁等をいう。）費」及び「機械装置及び工具器具費」については、購入、建造若しくは製造、試作、改良、据付け、借用又は修繕の別を備考欄に記載すること。
購入の場合は、その購入先を備考欄に記載すること。
自家製造する場合は、木型、鋳型、鋼材等を原材料費に計上し、その内訳を仕様の欄に記載すること。
- 9 補助金交付申請額のうち技術指導受入れ費又は産業財産権の導入に要する経費を補助対象として希望する者は、別紙 4 により所要事項を記入の上、補助事業計画書に添付すること。

別紙 3

特 許 取 得 計 画 書

発 明 の 名 称	
取得に関する責任者の団体名、 役職名及び氏名（弁理士の場合 は登録番号及び氏名）	
取得に要する経費の総額、支払 方法及び期日	総額 円 年 月 日
取得に要する経費に係る補助金 交付申請額	総額 円
発 明 の 概 要	
発明と補助事業との密接な関連 性に関する説明	
出願（取得）済みの場合は登録 番号及び出願（取得）日	登 録 番 号 出 願（ 取 得 ） 日 年 月 日

「特許取得計画」に係る証明

私は、
が特許の取得を計画している上記の発明について、下記の条件を
満たすものであることを証明します。

記

補助事業期間内に確実に出願手続きが完了するものであること。
発明と補助事業が密接な関連性を有していること。

年 月 日

島根県知事 様

登録番号
氏 名
弁理士 住 所
電話番号

別紙4

技 術 導 入 計 画 書

技術の提供者	住 所	
	氏 名	
技術の指導者	住 所	
	氏 名	(略歴は別紙のとおり)
(注) 技術の種類及び名称		
契 約 (予 定) 日	年 月 日	
契 約 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
契 約 金 額 及 び 支 払 期 間	総額 円	
	年 月 日から	
	年 月 日まで	
技 術 導 入 の 方 法		
技 術 の 概 要		
当 該 研 究 開 発 に お け る 技 術 導 入 の 役 割		

(注) 産業財産権の導入の場合は、その種類、登録年月日及び登録番号を併せて記載すること。

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名)

印

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業企業化状況等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助事業に関し、年度の企業化状況等について、島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施結果の企業化等の有無

- (1) 補助事業の実施結果の企業化 有・無
- (2) 産業財産権の譲渡又は実施権の設定 有・無
- (3) 補助事業の実施結果の他への供与 ((1)及び(2)に掲げるものを除く。) 有・無

2 企業化等が「有」の場合

(単位 : 円)

事業計画	企業等の名称	研究開発に要した全経費	補助金確定額	補助事業に係る本年度収益額	控除額	本年度までの補助事業に係る支出額	基準納付額	前年度までの補助事業に係る県への累積納付額	本年度納付額

(備考)

- 「補助事業に係る本年度収益額」とは、補助事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定その他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益全体をいう。
- 「控除額」とは、研究開発に要した全経費のうち、補助事業者が自己負担によって支出した経費の 5 分の 1 に相当する額をいう。
- 「本年度までの補助事業に係る支出額」とは、本年度までに補助事業に要する経費として支出された全ての経費 (補助金及び自己負担金) をいう。
- 「基準納付額」とは、補助事業に係る本年度収益額から控除額を差し引いた額に「補助金確定額」を乗じ、「本年度までの補助事業に係る支出額」で除した額をいう。
- 「前年度までの補助事業に係る県への累積納付額」とは、前年度までの収益に伴う納付金の合計額をいい、補助金確定額を限度とする。
- 「本年度納付額」とは、基準納付額とする。ただし、基準納付額及び前年度までの補助事業に係る県への累積納付額の合計額が補助金確定額を超える場合には、補助金確定額から前年度までの補助事業に係る県への累積納付額を差し引いた残額を本年度納付額とする。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業産業財産権取得等届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助事業に関して、下記のとおり産業財産権の出願 (取得・譲渡・実施権の設定) をしたので、届け出ます。

記

- 1 研究開発題目
- 2 産業財産権の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願 (登録) 年月日
- 5 出願 (登録) 番号
- 6 発明等の内容
- 7 相手先、条件及び譲渡 (実施権の設定) 年月日 (注)

(注) 譲渡又は実施権の設定の場合のみ記載すること。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊟

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業変更 (中止・廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があったこの補助事業について、下記のとおり変更 (中止・廃止) したいので、補助金等交付規則第 9 条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更 (中止・廃止) の理由
- 2 変更の内容 (中止の期間・廃止の時期)
 - (1) 変更の内容

ア 事業の内容

変 更 前	変 更 後

イ 経費の配分

経 費 区 分	補 助 事 業 に 要 する 経 費 (円)		負 担 区 分				備 考
			補 助 金 額 (円)		自 己 資 金 額 (円)		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

(注) 変更のある経費区分のみ記入すること。

- (2) 中止の期間
- (3) 廃止の時期

様式第 5 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊞

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助事業の遅延等について、補助金等交付規則第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進ちょく状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対して執った措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 6 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊟

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業遂行状況報告書

(年 9月30日現在)

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助事業の遂行状況について、島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 遂行状況

2 補助対象物件等の状況

経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	発注 年月日	入手 年月日	支払 年月日	補助金交付決定額 (円)	備考

(備考)

- 1 申請書の内容説明と対照させて研究開発の経過及びその成果を簡明に記載すること。
- 2 研究開発の日程と実績とを比較して遅速のある場合は、その理由を記載すること。
- 3 自家製造の物件については、この報告書中「発注年月日」とあるのは「着手年月日」と、「入手年月日」とあるのは「完成年月日」と読み替えること。

様式第 7 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊟

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助事業を 年 月 日付けで完了 (廃止) しましたので、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 研究開発結果報告書 (別紙 1)

2 決算総表 (別紙 2)

3 収支明細書 (別紙 3)

4 補助事業に要した経費及び補助金額

(1) 補助事業に要した経費 円

(2) 補助金額 円

(備考) 次の算式を明記すること。

補助金所要額 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

別紙 1

研 究 開 発 結 果 報 告 書

1 研究開発の経過

(1) 研究開発担当者

〔主任研究者及び研究担当者の氏名、職名、所属及び分担した研究開発事項〕

(2) 実施場所

〔実施場所の名称、所在地及び電話番号、2 以上に分けられるときはそれぞれの場所で実施した主たる研究開発項目〕

(3) 研究開発期間

開始 年 月 日

終了 年 月 日

(4) 研究開発の日程

〔研究開発の開始から完了（廃止）までの研究開発日程を研究の段階に従って記載すること。〕

(5) 研究開発の実績

〔申請書の内容と対応させて、研究開発のために使用した設備及び材料並びに研究開発日程を研究の段階に従って記載すること。〕

2 研究開発期間中に産業財産権の登録の出願をしているときはその状況

3 研究開発の成果

〔研究開発の技術的・経済的効果、研究開発の成果を適用させるための具体的方法、適用上の問題点等について、具体的かつ詳細に記載すること。〕

4 成果の企業化の見通し

〔成果を企業化する見込み及び時期、企業化の規模、量産化したときの製品の価格等について記載すること。〕

別紙2

決 算 総 表

経 費 区 分	予 算 額 (円)		決 算 額 (円)		補助金充当額 (円)	備 考
	研究開発に 要する全経費	補助事業に 要する経費	研究開発に 要した全経費	補助事業に 要した経費		
支 出						
	合 計					
収 入	自 己 資 金					
	借 入 金					
	補 助 金					
	そ の 他					
	合 計					

別紙 3

収 支 明 細 書

1 支出

経費区分	種別	単位	数量	単 価 (円)	金 額 (円)		入 手 (完成) 年月日	支 払 年月日	支払先	補助金交 付決定額 (円)	備 考
					予算額	決算額					

2 収入

経費区分	金 額 (円)		調達年月日	調 達 先	備 考
	予 算 額	決 算 額			

(備考)

- 1 この明細書中、予算額とは申請書の内容説明書に記載したものをいい、補助事業計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。
- 2 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記載すること。

様式第8号(第10条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所(主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助金概算(精算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助金について、概算(精算)払いを下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	交付決定額	金	円也
	概算払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残 額	金	円也

様式第 9 号 (第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊟

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助事業について、下記の財産を処分したいので、補助金等交付規則第13条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の品目及び取得した年月日
- 2 取得価格又は増加価格
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

様式第10号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住所 (主たる事務所の所在地、郵便番号)

氏名 (名称及び代表者の氏名) ㊞

年度島根県資源循環型技術開発事業費補助事業に係る消費税及び
地方消費税額の額の確定に伴う報告書

島根県資源循環型技術開発事業費補助金交付要綱第12条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (補助金の額の確定通知書により通知のあった額) 円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (ア) 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (イ) 円
- 4 補助金返還相当額 (イ) - (ア) 円

(備考)

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の 5 パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。